

# 浄化槽を正しく使いましょう！

浄化槽には、トイレ、風呂および台所などから排出される生活雑排水を併せて処理する浄化槽(合併処理浄化槽)と、トイレのみを処理する浄化槽(単独処理浄化槽)があります。

この浄化槽の使用者(浄化槽管理者)は、必ず維持管理をしていただくことが法令により義務付けられています。浄化槽の維持管理を怠りますと、処理されないままの排水が水路や河川に流れ込み、公共用水域の水質悪化につながります。また、浄化槽周辺や道路側溝等から悪臭がしたり、虫が発生したりと生活環境にも大きく影響してきます。

このようなことから、公共用水域の保全、生活環境の向上の観点から、浄化槽の機能を十分に発揮させるための適正な維持管理をしていただきますようお願いいたします。なお、現在は単独処理浄化槽を新しく設置することはできません。

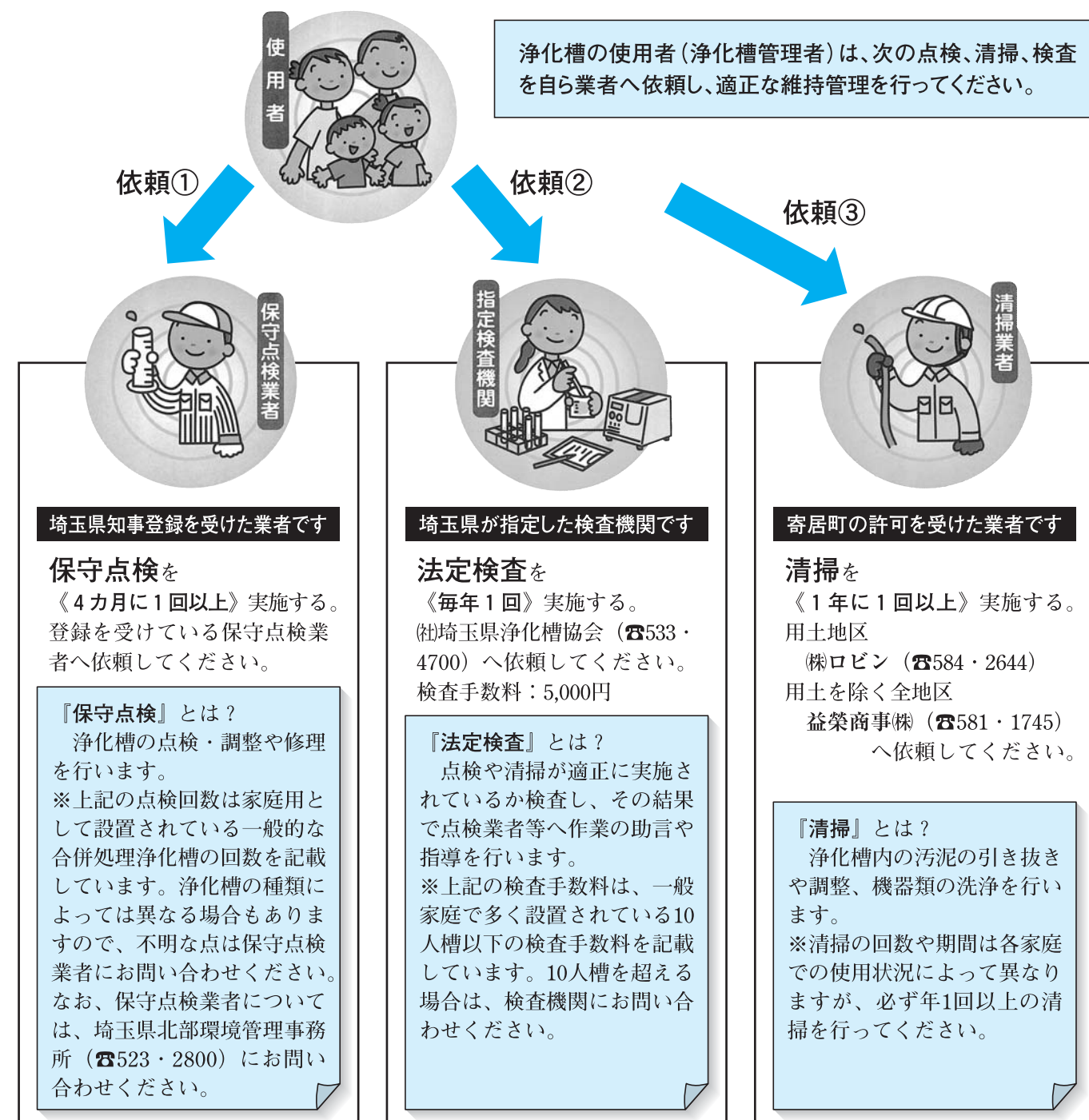
- 浄化槽の設置・変更・廃止等には届出が必要です！**
- 浄化槽を新しく設置する場合や浄化槽の使用者(浄化槽管理者)が変わった場合等には、届出や報告が必要となります。
- ① 浄化槽設置届出書**  
新たに浄化槽を設置する場合は、工事着工予定日より21日以前(型式認定を受けた浄化槽については10日以前)に町へ届出をしてください。
  - ② 浄化槽変更届出書**  
浄化槽の構造や規模の変更を行う場合は、工事着工予定日より21日以前(型式認定を受けた浄化槽については10日以前)に町へ届出をしてください。
  - ③ 浄化槽使用開始報告書**  
浄化槽の使用を開始した日から30日以内に町へ提出してください。
  - ④ 浄化槽使用廃止報告書**  
浄化槽を廃止した日から30日以内に町へ提出してください。
  - ⑤ 浄化槽管理者変更報告書**  
浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽の使用者(浄化槽管理者)になった方が、変更の日から30日以内に町へ提出してください。

## 【建築確認を伴う建築行為で浄化槽にかかる届出・報告が必要となるケース】

届出等を必要とする行為	必要な届出等の種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>単独または合併処理浄化槽が設置されていない敷地に、合併処理浄化槽を設置して使用する場合</li> <li>建築する敷地にある汲取り便槽を取り壊し、新たに合併処理浄化槽を設置して使用する場合</li> </ul>	③ 浄化槽使用開始報告書
<ul style="list-style-type: none"> <li>建築する敷地にある単独または合併処理浄化槽を取り壊し、新たに合併処理浄化槽を設置して使用する場合</li> </ul>	③ 浄化槽使用開始報告書 ④ 浄化槽使用廃止報告書
<ul style="list-style-type: none"> <li>合併処理浄化槽が設置されている新築の借家等に入居した場合</li> <li>合併処理浄化槽が設置されている新築の建売住宅を購入した場合</li> </ul>	⑤ 浄化槽管理者変更報告書 ※場合によって③ 浄化槽使用開始報告書

## 【既存の建物で浄化槽にかかる届出・報告が必要となるケース】

届出等を必要とする行為	必要な届出等の種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>汲取り便槽や単独または合併処理浄化槽が今まで設置されていない建物に、新たに合併処理浄化槽を設置して使用する場合</li> <li>既存の汲取り便槽を廃止し、新たに合併処理浄化槽を設置して使用する場合</li> </ul>	① 浄化槽設置届出書 ③ 浄化槽使用開始報告書
<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の単独処理浄化槽を廃止し、新たに合併処理浄化槽を設置して使用する場合</li> <li>既存の合併処理浄化槽を廃止し、新たな合併処理浄化槽に入れ替えて使用する場合</li> </ul>	① 浄化槽設置届出書 ③ 浄化槽使用開始報告書 ④ 浄化槽使用廃止報告書
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道または農業集落排水に接続し、既存の単独または合併処理浄化槽を廃止した場合</li> </ul>	④ 浄化槽使用廃止報告書
<ul style="list-style-type: none"> <li>既に単独または合併処理浄化槽が設置されている借家等に入居した場合</li> <li>既に単独または合併処理浄化槽が設置されている中古住宅や建売住宅を購入した場合</li> <li>世帯主が変わったなど浄化槽の使用者(浄化槽管理者)が変更となった場合</li> </ul>	⑤ 浄化槽管理者変更報告書 ※場合によって③ 浄化槽使用開始報告書



合併処理浄化槽の設置に補助金制度をご利用ください！

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町では、公共下水道、農業集落排水施設の整備を進めているほか、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

家屋の新築、またはトイレなどの増改築の際、合併処理浄化槽を設置される方に補助金制度があります。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換される方も対象になります。

ただし、補助の対象となる区域や浄化槽の種類、年間に補助を行なう件数などに制限がありますので、補助を希望される方は、事前にお問い合わせください。

問い合わせ／生活環境課(☎581・2121内線223)へ。